

12. 認定基準に適合していることの説明

基準	項目	説明
第1号基準 基本方針に適合するものであること	意義及び目標に関する事項	第1章[5]中心市街地活性化の方針（基本的方向性）及び第3章 中心市街地の活性化の目標に記載。
	認定の手続き	本計画は、十和田市中心市街地活性化協議会との協議を経て策定した。
	中心市街地の位置及び区域に関する基本的な事項	第2章 中心市街地の位置及び区域に記載。
	4～8までの事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する基本的な事項	第9章 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項に記載。
	中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する基本的な事項	第10章 中心市街地における都市機能の集積の促進を図るための措置に関する事項に記載。
	その他の中心市街地の活性化に関する重要な事項	第11章 その他中心市街地の活性化のために必要な事項に記載。
第2号基準 基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するものであると認められること	目標を達成するために必要な4から8までの事業等が記載されていること	第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載。
	基本計画の実施が設定目標の達成に相当程度寄与するものであることが合理的に説明されていること	第3章 中心市街地の活性化の目標に記載。
第3号基準 基本計画が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること	事業の主体が特定されているか、又は、特定される見込みが高いこと	第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載。
	事業の実施スケジュールが明確であること	第4章 土地区画整理事業、市街地再開発事業、道路、公園、駐車場等の公共の用に供する施設の整備その他の市街地の整備改善のための事業に関する事項～第8章 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項に記載。